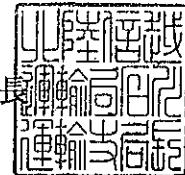




石運整第164号の2  
平成25年7月12日

石川県内自動車運送事業者代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



### 国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別添（平成25年7月10日付け北信技保第34号）のとおり、通達がありましたので了知されましますようお願いします。

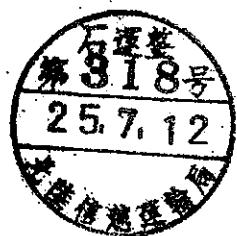
なお、本件関連資料等は、下記のサイトから閲覧等をお願い致します。

#### ○国土交通省関係

[http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu\\_terro Tk\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu_terro Tk_000010.html)

#### ○内閣官房関係

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/keikaku.html>



北信技保第34号  
平成25年7月10日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長



### 国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

標記について、自動車局安全政策課長から別紙写し（平成25年7月2日付け国自安第56号の2）のとおり通達があったので了知されるとともに、貴支局管内の自動車運送事業者に周知願います。

なお、関係団体に対する周知については、平成25年7月10日付け北信総安第11号「国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の周知について」により通達されていることを申し添えます。



国自安第 56 号の 2  
平成 25 年 7 月 2 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長  
(公印省略)

国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

標記について、別添写しのとおり関係団体あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国自安第56号  
平成25年7月2日

社団法人 公営交通事業協会会長  
公益社団法人 日本バス協会会長  
高速ツアーバス連絡協議会会長  
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長  
一般社団法人 全国個人タクシー協会会長  
公益社団法人 全日本トラック協会会長  
社団法人 日本陸送協会会長  
一般社団法人 全国レンタカー協会会長  
日本バスター・ミナル協会会長  
日本有料道路協会会長

} 殿

国土交通省自動車局  
安全政策課長

#### 国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

新型インフルエンザ等対策は、国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、国土交通省の最重要課題の一つであり、これまで貴会及び貴会傘下会員において、新型インフルエンザ等対策の強化・徹底に取り組んでいただいているところです。

今般、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」の施行を受け、政府の「新型インフルエンザ等対策行動計画」が平成25年6月7日に閣議決定され、また、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」が平成25年6月26日に関係省庁対策会議（局長級）で決定されたことを踏まえ、対策の基本方針及び国土交通省が担当する対策について、具体化や追加・変更等が必要となったため、平成25年6月27日に国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画を改定いたしました。

つきましては、関係各位におかれましては、本行動計画の趣旨を十分ご理解の上、貴会傘下会員に対し周知を図っていただくとともに、別紙のとおり各段階における対策を講じていただきますようお願いします。

なお、本件関連資料等は、下記のサイトから閲覧等お願いします。

○国土交通省関係

[http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu\\_terro Tk\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu_terro Tk_000010.html)

○内閣官房関係

<http://www.cas.go.jp/seisaku/ful/keikaku.html>

## 別 紙

### 国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策について

#### 【未発生期】

- 予防・まん延防止対策の備え
  - ・ 運送関係事業者等及び運送関係事業者団体等において、国内発生時において輸送力確保及び乗客間又は従業員と利用者間の感染防止にできる限り努める。
  - ・ 海外発生期において設置される政府の「新型インフルエンザ等対策本部」（以下「政府対策本部」という。）からの呼びかけに併せて、不要不急の外出を控えること、マスクを着用すること、咳エチケットを心がけること及び手洗い・うがい等を励行すること、人混みを避けること等の基本的な感染対策について、また、自らの発症が疑わしい場合は、不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の基本的な感染対策について、従業員へ周知し、公共交通機関の利用者へ呼びかけるといった対応を検討する。
- 国民生活及び国民経済の安定の確保
  - ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行う。
  - ・ 指定(地方)公共機関及び登録事業者（以下、「指定(地方)公共機関等」という。）において、都道府県と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制を整備する。
  - ・ 指定(地方)公共機関において、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄等、または施設及び設備を整備等する。

#### 【海外発生期】

- 予防・まん延防止対策
  - ・ 運送関係事業者等において、未発生期における検討事項について、国内発生時に速やかに対応が図られるよう、体制を整備する。
- 国民生活及び国民経済の安定の確保
  - ・ 発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染対策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行う。

- ・ 指定（地方）公共機関等において、その業務計画を踏まえ、都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

#### 【国内発生早期】

##### ○ 予防・まん延防止対策

- ・ マスクの着用、うがい、手洗い及び咳エチケットの励行などの職場における感染対策を徹底する。
- ・ 運送関係事業者等において、利用者へのマスクの着用、うがい、手洗い及び咳エチケットの励行などを呼びかけるのにあわせて、バスターミナル、バス車両内など、公衆の目に触れる場所で、ポスター類の掲示、構内放送及び車内放送などにより利用者に対し、マスクの着用等適切な感染対策を講じさせる。

##### ※ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 運送関係事業者等において、輸送力確保及び乗客間又は従業員と利用者間の感染対策を講ずるとともに、上記に掲げる感染対策を講ずる。
- ・ 運送関係事業者等及び運送関係事業者団体等において、検疫所及び保健所の指導に従うとともに、必要に応じて協力する。

##### ○ 国民生活及び国民経済の安定の確保

- ・ 従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始する。

##### ※ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 指定（地方）公共機関において、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・ 登録事業者において、国民生活及び国民経済に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- ・ 指定（地方）公共機関において、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 緊急の必要がある場合には、指定（地方）公共機関において、食料品等の緊急物資の輸送を行う。正当な理由がなく、要請に応じないときは、必要に応じ、輸送を指示することがある。

#### 【国内感染期】

##### ○ 予防・まん延防止対策

- ・ 国内発生早期の対策を継続する。
- 国民生活及び国民経済の安定の確保
  - ・ 従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。
- ※ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

  - ・ 指定（地方）公共機関において、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を講じる。
  - ・ 登録事業者において、国民生活及び国民経済に寄与する業務を継続的に実施する。
  - ・ 指定（地方）公共機関において、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を継続する。
  - ・ 緊急の必要がある場合には、指定（地方）公共機関において、食料品等の緊急物資の輸送を行う。正当な理由がなく、要請に応じないときは、必要に応じ、輸送を指示することがある。

### 【小康期】

- 国民生活及び国民経済の安定の確保
  - ・ 従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。
- ※ 緊急事態宣言がされている場合の措置

事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小又は中止していた事業について、政府対策本部の方針及び各地域の感染動向を踏まえつつ、再開する。

  - ・ 指定（地方）公共機関において、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

### ※緊急事態宣言とは

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれがある事態であることを示すもの。

# 国土交通省 新型インフルエンザ等対策行動計画概要

H25.6 大臣官房危機管理室

## 行動計画の目的

政府の行動計画に基づき、今後、国土交通省が行うべき対応等の概要をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザ等が発生した場合の迅速かつ適切な対応の実施に資する

## 行動計画の改定の必要性

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受け、平成25年6月に政府行動計画が改定され、対策の基本方針及び当省が担当する対策について、具体化や追加・変更がなされたこと等から、これに合わせて改定するもの

## 改定のポイント

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法を受けた初の行動計画
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載。
  - ・運送事業者等である指定(地方)公共機関の役割等を新たに規定
  - ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合における対応について新たに規定
  - ・法定化された特定接種の対象となり得る業種等を新たに規定
  - ・行動計画の対象を新感染症に拡大

## 主な対策の概要

※朱色の字の事項は、政府の行動計画の改定に合わせる等により改定又は新規追加した事項

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (地域未発生期・地域発生早期)	国内感染期 (地域未発生期・地域発生早期・地域感染期)	小康期	別添 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策
各段階の目的 (政府行動計画)	①発生に備えた体制整備 ②国際的な連携の下に発生の早期確認に努める	①新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせる ②国内発生に備えた体制整備	①国内での感染拡大をできる限り抑える ②患者への適切な医療の提供 ③感染拡大に備えた体制整備	①医療提供体制維持 ②健康被害を最小限に抑える ③国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑える	国民生活及び国民経済の回復を図り、流行の第二波に備える	1 海外で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策 -旅行者への情報提供 -水際対策
省内体制	-国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部の設置・開催 -国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部幹事会等の設置・開催 -業務継続計画(BCP)の見直し -接種体制の構築	-国土交通省新型インフルエンザ等対策本部の設置・開催 -特定接種の実施	-国土交通省新型インフルエンザ等対策本部の開催	同左	-これまでの対策の評価の実施 -必要に応じて行動計画等の見直しを実施	2 国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策 -関係省庁対策会議への参加
水際対策	-政府の行動計画等の周知 -対策の所要の検討 -関係者間の連携についてマニュアル化等 -マスク等資器材の整備 -感染したおそれのある者を停留するための宿泊施設の確保への協力	-フェーズ4宣言前の対策の開始 -関係事業者等への対策の徹底 -水際対策関係者への特定接種等感染対策の実施 -検疫の集約化への対応(5空港,4港) -停留施設の使用及び航空機等の運航制限への対応 -在外邦人の帰国支援(増便依頼等) ※国内の状況等に応じ、順次検疫縮小	(海外発生期の対策に加え) -国内から海外へ出国する者への対応(必要に応じた搭乗手続き拒否要請) ※国内の状況等に応じ、順次検疫縮小	同左 ※国内の状況等に応じ、順次検疫縮小		3 家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対策 3-1 海外で発生した場合の対策 -動物検疫所長への協力 3-2 国内で発生した場合の対策 -地方整備局・運輸局における対策本部設置 -関係自治体からの要請を踏まえた支援 -関係自治体が実施する措置への協力 -上記以外の対応が必要となった場合、国土交通省鳥インフルエンザ対策本部の開催
予防・まん延防止対策	-政府の行動計画等の周知 -運送関係事業者等の運行方針の検討 (不要不急の外出を控えることを前提として、輸送力確保及び乗客間又は従業員と利用者間の感染防止に努力) -公共交通機関の運行の調査研究等 -予防接種(研究開発への協力、登録事業者の登録等)	-運送関係事業者等に対する体制整備の要請	-運送関係事業者等の利用者に対するマスクの着用等の広報の要請 <b>【緊急事態宣言時の措置】</b> -未発生期の運送関係事業者等の運行方針に従った運行要請等 -不特定多数の人が集まる大規模集会等の中止・延期 -重点的感染拡大防止策への対応	同左 ※段階的に縮小される。		【緊急事態宣言時の措置】 -所管事業者の縮小した事業が再開可能である旨の周知 <b>【緊急事態宣言時の措置】</b> -所管事業者の事業継続の状況等の確認及び必要な対応策の検討 -指定(地方)公共機関等に対する第二波に備えた事業継続の支援 -緊急事態措置の縮小・中止等
国民生活及び国民経済の安定の確保	-指定(地方)公共機関及び登録事業者に対する事業継続計画(BCP)策定支援 -事業継続のための法令の弾力運用の検討 -指定(地方)公共機関及び登録事業者に対する緊急物資運送のための体制整備の要請及び支援	-指定(地方)公共機関等に対する事業継続の準備の要請 -所管事業者に対し、職場での感染対策や重要業務の重点化の準備を要請 -事業継続のための法令の弾力運用の周知その他必要な対応策の検討 -基本的対処方針を踏まえた登録事業者の接種対象者への特定接種の実施	-所管事業者に対し、職場での感染対策の開始を要請 <b>【緊急事態宣言時の措置】</b> -指定(地方)公共機関等に対する事業継続の要請 -事業継続のための法令の弾力運用の周知その他必要な対応策の検討 -運送の確保 -緊急物資の運送等	(国内発生早期の対策に加え) <b>【緊急事態宣言時の措置】</b> -所管事業者の縮小した事業が再開可能である旨の周知 <b>【緊急事態宣言時の措置】</b> -所管事業者の事業継続の状況等の確認及び必要な対応策の検討 -指定(地方)公共機関等に対する第二波に備えた事業継続の支援 -緊急事態措置の縮小・中止等		4 国内の野鳥に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対策 -情報提供の実施